

# 平成14年第3回教育委員会記録

平成14年2月13日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成14年2月13日(水)午後1時01分～午後3時45分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者 安本 ゆみ  
委員 大藏 雄之助  
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継  
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 森 仁司  
施設課長 小林 陽一 指導室長 工藤 豊太  
社会教育 荒井 健一 中央図書館長 古川 正司  
センター課長 伊藤 俊雄 中央図書館 杉田 治  
センター所長 次長  
事務局職員 庶務課係長 小今井 七洋 法規主査 能任 敏幸  
担当書記 手島 広士

傍聴者数 3名

### 会議に付した事件

(議案)

議案第18号 杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

議案第19号 杉並区文化財の指定並びに登録について

(報告)

平成14年度教育施策の推進について

平成13年度杉並区立学校文化栄誉顕彰受賞者について

杉並区立菅平学園廃止後の運営管理等の取り扱いについて

主任制度に関する検討委員会「最終報告」について

杉並区教育委員会後援名義等使用承認について

第21期(平成14・15年度)杉並区体育指導委員の内定について

社会教育会館の臨時休館について

**委員長** 平成 14 年第 3 回定例会を開催いたします。皆様方お忙しいところ、ありがとうございます。

本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事日程ですと、議案が 2 件用意されていますが、そのうち議案の第 18 号につきましては、第 1 回区議会定例会に提案予定の案件でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく区長からの、意見聴取案件になっております。そのためにその 1 件を除く、他の議案の審議が終了したあとに、地方教育行政の運営及び組織に関する法律第 13 条に基づく教育委員会を非公開としますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは議案第 18 号は非公開といたしますが、先にその他の議案と報告事項について行います。

では、本日の議事日程に移りまして、まず議案第 19 号杉並区文化財の指定並びに登録についての審議に入ります。議案につきましては、社会教育スポーツ課長説明をお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** はい。それでは私のほうから、議案第 19 号についてご説明を申し上げます。

件名は、杉並区の文化財の指定並びに登録についてであります。

次に資料のほうをご覧くださいと思いますが、今回、指定並びに登録につきましては、指定文化財が 2 件、それから登録文化財が 2 件でございます。まず、指定文化財の 2 件につきましては、有形文化財といたしまして、古文書、名称は井口美世子家所蔵文書でございます。386 点、所有者等が井口美世子さん。杉並区下井草 4 丁目 20 番 10 号でございます。それから有形文化財で考古資料、これ丸山遺跡土抗墓内出土縄文土器 3 点でございます。所有者は杉並区の教育委員会でございます。

それから、登録文化財が 2 件ございまして、まず有形文化財といたしまして彫刻。名称は木造弘法大師坐像でございます。所有者は宗教法人文殊院。所在地が杉並区和泉 4 丁目 18 番 17 号でございます。

それからもう 1 点、有形文化財古文書。これは医王寺所蔵板碑群 9 基、宗教法人医王寺でございまして、所在地が杉並区上高井戸 1 丁目 27 番 15 号でございます。

提案理由ですが、杉並区文化財保護条例第 31 条の規定により、文化財保護審議会の答申を得られたので、同条例第 4 条及び第 14 条の規定に基づき、杉並区指定文化財及び登録文化財とするために、提案するものでございます。

あと、資料各 4 つの指定登録の文化財の資料が付いております。まず、井口美世子家所蔵文書でございますが、これは井口家に伝わっております文書でございますが、内容といたしましては、1747 年から 1974 年までの間の 228 年間にわたりまして、総点数が 386 点存在している文書でございます。これは近世・維新时期、それが 14 点。それから明治期、これは明治 5 年から 45 年でござ

いますが、188点。それから大正期が73点、昭和期、これは昭和49年まででございますが、これが27点ということで、内容につきましてはここに記載のようにAからZまで内訳が書いてございますが、このような内容のものが残っているということでございます。そこに記載のように、近世・維新时期からいろいろ寺社の関係、町村会の関係、土地、租税、営業、金融関係とかいろいろ訴訟関係とか、いろんな多岐にわたってというような文書でございます。

それから次が丸山遺跡の縄文土器でございますが、これは3点ありまして、これは現在杉並教育委員会が所蔵しているものでございまして、これは出土したところが西荻北2丁目24番から出土いたしました。これは内容は、写真をいまご覧いただきたいと思いますが、ちょっとカラー写真ではないのでよくわからないのですが、かなり大きいもので甕というか、まあそのような感じのものでございまして、この3点を指定をしたわけでございます。

それから次が木造の弘法大師の坐像です。これは資料に記載のように、坐像の高さが90センチございまして、形状のところに説明してございますように、現在ある弘法大師の典型的な木造ということでございます。ただこれは、文殊院の本尊になっている関係で、細かく中までは見られません。まあ、この正面からしか見られないということで、この坐像の中にもう1つ何か違う小さい坐像があって、そこに何か文章が入っているかもしれないということが想定できるのですが、ちょっとそれは調査が不可能ということでございました。かなり古いもので、作られた年代といたしましては室町時代ではないかと。ただ、作者とか銘文等はいま申し上げましたように、中が調査できませんので不明ということになっておりますが、相当古いものであるということは言えるかと思えます。

それから、最後でございますが、医王寺の所蔵板碑群ということで、これは9基ございまして、年代的には文和5年(1356年)から享徳2年(1453年)。あと、2点が不明でございますが、室町時代というのですか、年代的には戦国時代のもうちょっと100年ほど前の時代のものというふうなものでございまして、カラーの写真でございますが、このような石の板ということですね。石の板で、いま墓地にある板の何回忌とかというときに作る木のものの、その石のものであったというふうなことだと思います。まあ、そのような内容のものです。

以上4件をご説明いたしました。うち2件を指定、それから2件が登録というふうなことになります。詳しくは、資料をご覧いただきたいと思えます。以上でございます。

**委員長** どうぞご質問、ご意見をお願いします。

**教育長** この板碑は古いものですね。郷土博物館にも何枚も展示してありますね。これは主に、どの委員がどれを担当したのかわかりますか。

**社会教育スポーツ課長** はい。まず指定のほうの井口美世子家所蔵の文書につきましては、担当委

員、部会長が森委員でございます。これが第1部会です。それから第2部会のほうは、丸山遺跡の縄文土器。これは江坂委員が部会長でございます。それから第3部会の木造弘法大師坐像のほうは、永井委員が部会長でございます。それから、第4部会のほうの医王寺所蔵板碑につきましては、水藤委員が部会長ということになっております。

**教育長** 永井信一委員の「面と肖像」について参考文献が入ってますよね、委員自らお書きになられた。杉並の歴代の文化財保護審議会の委員の方々ってというのは、かなり日本ではトップクラスの近世とか中世とかのそれぞれ、あるいは考古にしてもトップクラスですよ。すばらしい委員にご協力をいただいていると思っております。

井口さんの古文書資料がどこかで裏側になっていた。気がつかなかった。分けた方が親切ではないでしょうか。

あと、縄文土器については、教育委員会内保存になっていますが、実際にはどこにあるんですか。

**社会教育スポーツ課長** 実際には永福体育館の敷地内にあります、整理室の中に保管しております。

**教育長** この写真というか絵を見ますと、縄文土器の形に復元したわけでしょ。

**社会教育スポーツ課長** はい。接着剤で付けて、ほぼ原形で復元というか張り合わせて、そのままの状態になっております。

**教育長** これは、永福体育館の倉庫の中ではかわいそうではないですか。せっかく指定までして。

**社会教育スポーツ課長** はい。場所については、いまちょっとないものですから、今度何か適当な例えば、郷土博物館ですとかそういうところで特別展とかそういうことをやるときには当然、こちらのほうで出展したりなんかするなど、活用を考えております。

**教育長** 指定を受けてまだ、新鮮なわけですから、今日教育委員会で意思決定すれば正式に決まるわけですから、そういった新鮮なものをね、区民の皆様にお披露目しないのは、申しわけないのではないですか。

**社会教育スポーツ課長** はい。考えてみたいと思います。

**委員長** いま言われたような、いろいろな文化財等は、いろいろなところに分散されているのですか。

**社会教育スポーツ課長** いろいろな神社とか寺院とか個人が持っているところで、保存しております。指定とか登録いたしますと毎年、保存のための補助金等を支払っているというふうなことです。

**委員長** 教育委員会についてはどうなのですか。

**社会教育スポーツ課長** すいません。土器等は、申し上げました永福体育館の敷地内の整理室に保

管しておりまして、先ほど言いましたように、必要があれば郷土博物館等で展示をするとか、そういう対応をしています。それから民間の神社とかお寺が、所有しております指定、登録文化財につきましては、毎年都が文化財ウィークというような行事を行っております、その行事の一貫で公開をしたりとか、というようなことをお願いしているところです。

**宮坂委員** 民間、他の公開というのは義務づけられてないんで、お願いベースですか。

**社会教育スポーツ課長** そうですね、例えば古文書みたいなものにつきましては、金庫に保管してあるとか、そういうことでございますので、表にある例えば、都の指定になっております妙法寺の門というのは、いつも公開されているものですが、仏像というのはなかなか境内とか本堂に入りませんと見られないものもありますので、当然希望があれば対応していただくようお願いするということが、義務というか当然公開するということは、常時は義務づけられておりませんが、そういう必要があるときは、お願いして公開する、そういうふうな状態です。

**宮坂委員** 当然あれですね、お金を払うのですから、保管状況っていうのは民間所有のものについて、年に一度ぐらいチェックとか何かそういう見に行くってことがないですか。

**社会教育スポーツ課長** 今回この4件の指定登録入れまして、トータルいたしますと指定が67件、それから登録が47件で計114件ございまして、全部1年に1回見るというわけにはいきませんが、必要があれば、お伺いしております。

**委員長** 文化財保護審議会からの答申を受けた形で今日、議案になっているわけで、内容とかその程度とか、その辺は何も問題ないということによろしいですか。

(「はい」の声。)

では議案第19号は、ご承認いただいたことにいたします。ありがとうございました。

では次に、報告事項のほうに移らせていただきます。7件ございますが、最初、平成14年度教育施策の推進について、指導室長。

**指導室長** はい。1点目は指導室長からです。それでは、平成14年度の教育施策の推進について、ご説明申し上げます。平成13年2月27日杉並区教育委員会におきまして、教育目標の決定をいただいたところでございます。それに基づいて、基本方針が8個の柱建てをいたしまして、それぞれ具体的な施策の推進を図ってきたところでございます。今年度アクションプランの策定が成されましたので、そのプランに基づき、平成14年度の方針を定めたところでございます。その中で、今後事業等行っていく上での整合性を図った、というところでございます。

それでは、お手元の別添の新旧対照の表がございまして、それに基づいて簡単にご説明したいと思います。第1の基本方針の「誰もが人格、命、心を大切に、明日の杉並を担う人づくりを進める。」というところでございますけれど、新のほうの2ページ目でございます。(5)安全、

防災教育の推進」というところが、子どもたちの発達段階に応じた安全教育と、地域と協力した防災訓練、救急救命講習等の実施などと、アクションプランにも盛り込まれておりますので、この部分を追加したところでございます。

それから3ページ目の第2の基本方針のところでございます。(2)の「少人数による学習機会の拡充」、(3)「一人一人の能力を伸ばす学習環境の提供。それから、4ページ目をめくっていただきたいと思います。(7)「発達に応じた学習機会の提供」におきまして、フレッシュ補助教員の配置など、少人数による学習機会の充実、また習熟度に合わせたグループの編成や、コース別学習編成の実施。また、子どもの発達に合わせた適切な教育が受けられるようにということで、発達に応じた学習機会の提供を追加した、ということでございます。

それから、3番目の柱でございます「子どもに多様な学習機会を提供するとともに、特色ある学校づくりを進める。」というところでございます。

旧のほうの(1)の「特色ある学校づくり」、(2)の「ゲストティーチャーの活用」の部分は、今回削除いたしました。それで、新たに(1)(2)のところに、予算の弾力的運用など、校長が適切なリーダーシップが発揮できる仕組みの充実や、学校を支える学校サポーター制度、コーディネーター制度など、独自性を発揮できる学校づくりということを狙いにしまして、学校を支援する新たな組織を追加いたしました。

また、(3)の地域との協働による部活動の支援というところは、学生ボランティアの活用と、外部指導員の充実などということで、地域との協働による部活支援を追加してございます。

それでは、旧の(6)の「情報教育の推進」のところでございますが、ここの部分は削除いたしまして、より内容が明確になるように3点(5)(6)(7)の部分のところにそれぞれ、「学校の情報化の推進」また「情報技術を活用した学習の充実」、教職員研修の充実などを図るため追加した項目です。

それから4番目の基本方針でございますけど、「教育の原点としての家庭づくりをみんなで支える。」というところでは、(1)「家庭への働きかけ」それから(3)「読書活動の推進」は、家庭への働きかけはブックスタートの実施を契機としまして、読書活動の推進等追加しました項目でございます。

それから、その次に8ページ目をお開きいただけますでしょうか。6つ目の柱でございます、「区民自らが現代的な課題に対する理解や新しい知識、能力を主体的に得られるような、社会教育の充実を図る」という部分でございます。(1)の「区民参加による事業推進のための組織づくり」それから(4)「プロセスを重視した区民企業事業の実施」、また(6)「地域で開かれた科学センター」、(8)「地域での子ども・青少年の学習への支援」、それから10ページに入りますけど

( 9 ) 「中、高生などへの支援」という部分が新たに追加したところでございます。また旧の部分でございますけど、9 ページ目でございます( 5 ) の「余裕教室の有効活用」それから( 7 ) の「学校開放の推進」の部分は、今回削除いたしたところでございます。

それから7 番目の柱でございますけど、ここの部分につきましては、( 2 ) 「すぎなみスポーツデビュー」の実施と、( 3 ) 「楽しくスポーツ健康塾の実施」。

それから11 ページ目でございます。( 4 ) の「中学校対抗駅伝の充実」というところが新たに組み込まれたところでございます。

それから8 番目の基本方針でございますけど、「参画と自治の上に基づく教育活動を推進する。」というところでございます。ここの部分におきましては、12 ページをお開きいただけますでしょうか。( 4 ) それから13 ページの( 7 ) がそれぞれ学校適正規模、適正配置検討委員会の設置、また区民や子どもの参画に基づく活動の推進を追加したところでございます。重な追加点、変更点は以上でございます。また、それぞれの文言等につきましては、アクションプランに基づき、内容の変更をしている文言はございます。私から以上でございます。

**委員長** 何かご質問、ご意見をお願いします。

**事務局次長** 資料の見方でちょっと補足しますと、表題に教育目標、教育施策の新旧対照表というふうになっているのですけれども、今回の資料に教育目標、以前定めたものが出してないのですけれども、その新旧の資料の中の1 から8 までが基本方針で、それについては今回ですね、変更していません。で、今回変更したのはいま、指導室長がご説明したように括弧つきの数字で書いてあります。これが教育の施策ということで、今回の予算とか、アクションプランの設定に基づいて、それに整合性を持たせる形で変更するというものでございます。

**教育長** 目標は変わらないんだ。

**事務局次長** 目標も、それから基本方針も変わらないと。いま言った例えば、そのいちばん最初で言いうとですね、「誰もが人格、命、心を大切にし」8 まで是不変わる。

**教育長** カッコ書きは、13 年度ではなくて、今度は新しい14 年度の教育施策を書かなきゃいけないので、14 年度用にアクションプランも参考にしながら、14 年度に実施するであろうという項目を盛り込んだということですか。

**指導室長** そうです。

**委員長** 両括弧に書かれていて、内容がね。毎年度変えていくと。

**事務局次長** そうですね。

**教育長** 例えば、2 ページの( 5 ) 「安全防災教育の推進」中学校卒業する全ての生徒が救急救命講習会の修了者になれるよう支援すると。まあいいなと思います。これ前から旧改革アクションプ



ランの中でも、このことを謳ってたと思いますが、14年度でこれ全部できるの、これどういう意味で書いているのでしょうか。

**事務局次長** あれは、支援するという言い方になっているのは、これはあくまで学校が実施しますので、実施するというのであれば、例えばそのテキストとか、それらについて用意して、これは具体的には消防署が行ってやっていただくのですけれども、そういった手だてを教育委員会としてお膳立てをするというような形です。だから結果的に全部やるかどうか。

**教育長** 14年度で初めて盛り込んだから、14年度1年ではできないよね。

**事務局次長** 逆にですね、1年間ばらして、学校から養成があればできるそうです。一定期間に集中すると、なかなか難しいですね。

**指導室長** 基本的には、いま次長の説明にあったとおりでございます。ただ、学校もやはり週5日の新しいカリキュラムに入るものですから、いろんな行事の精選が必要になるかと思います。私どものほうからは、各学校、非常に重要なポイントであるので、授業の中で欲しいという訴えをしています。ただ、全部の学校が1年目で揃うということは、まだ不確かな状況でございます。

**教育長** 14年度でも取り組んでいただき、場合によっては15年度16年度ということになるわけですか、それで全校入るのですか。

**事務局次長** ただ、おそらく中学になると思うのですけれども、全学年にやるというよりですね、例えば各学校で実施する場合に、3年生だけやるというふうにすれば、毎年3年生がやればですね、1回やればいいわけですよ。そういうやり方になるかと思うのですね。

**教育長** どこかの区で、教職員に救急の訓練を、全教員にさせると、新聞報道がありましたけれども、この生徒全てがやるというのは、これ結構ニュースですねえ。そう思いますね、まだそんな報道は一回も私耳にしてないので、ちょっとしたニュースだな。でも、とてもいいことだと思いますね。

**指導室長** これは14年度からという以前に、もう各中学校で主体的に取り組んでやっている学校もでございます。今年度3月にですね、中学校3校がただいまやる予定で、消防署と連絡取りながら、ご協力いただいております。

**委員長** 学校にというか、スクールカレンダーに入れていただくということも盛り込んでおく必要があるようですね。

**事務局次長** はい、そのようでございます。

**委員長** 他にございますか。

**教育長** ちょっと伺いたいのですが、9ページのいままでは(5)と(7)で、「余裕教室の有効活用」と「学校開放の推進」が入っていて、今度のはなぜ、それが入っていないのでしょうか。あ

るいは、どこかでフォローしているのでしょうか。というのは、長年にわたって学校をもっと活用しようということで、余裕教室活動のための検討組織が確か、政策経営部でも立ち上げているはずなので、これかなり区政のいままでの柱にもなっていて、現実に余裕教室ございますけどね。そういう意味ではなぜ、入らないのでしょうか。

**学務課長** 教育長がおっしゃるとおり、学校開放の推進、あるいは余裕教室の活用、地域とのかかわりの中で、学校の財産をですね、より有効活用するという指定は、今後も継続して、そういった指定は顕示することになるかと思います。とりわけ13年度、14年度の環境変化という点で申し上げますと、学校希望制度という新しい仕組みが導入されたことに伴いまして、児童生徒数、学級数が若干、変動要素が新しく出てきたということで、その辺も、よりの確にその辺の推移を見極めた上で、余裕教室としての活用等、対応する必要があるという点はあるかと思います。

**教育長** だったら、組織的に社会教育スポーツ課には確か、学校開放係があると思いますよ。その存在そのものがもう不要であるということにも、繋がっていかないんですかね。柱に入れていないということは。

**事務局次長** この教育目標それから基本方針、それから今回の教育政策の性格付けということになりますけれども、全部の教育のですね、活動というか事業を網羅してるというよりも、その年の重点的にですね、取り組むとかそういったものを網羅してきていると思います。だからまあ、これが外したからもうやめるということではなくて、いままでどおりの形でやるということで、充実とか、ただ単に取り組むとかいうもの以外は、比較的ですね、形状的やってものは外していくような傾向にあるという感じです。

**教育長** 政策経営部いまでもあるのかな。企画課の中に学校開放とか余裕教室の活用検討委員会というのが存在していて、それを福祉施設に活用したり、医療施設に活用したりという、あるいは生涯学習施設に活用したりという組織がある。そうすると、もはやいまはもうなくて、そういう検討というのはどうなんでしょうか。

**学務課長** はい。組織体ございます。企画サイドの意向では、学校希望制度なども考慮して、余裕教室の活用基準を新たに今年度中に策定するというので、引き続き施策として取り組んでいくという考えでございます。

**教育長** 見直しの時期でもあるってことかな。それは例えば「ふれあいの家」ですか、現に大宮中とか、方南小とかいくつかありますよね。桃三もそうかな。ああいうものについてはもう、おしまいというわけではないのですか、現在、現時点でそういう打診があるのか、あるいは計画上あるのか。

**施設課長** はい。12年度まで3カ年の計画がありました。その13、14、15をこれから作っていこう

と、そういう流れでございます。それはまさに教育長がおっしゃったように、そういう動きがあれば対応してくださる、それ一言ということでございます。

**教育長** いま現在のこの手の計画はまだ白紙であるということですね。別にこれがなくなったということではなくて、特に14年度に重を置くものを列挙したと。全てを列挙するわけにいかないということでも理解させていただきます。

**委員長** さっと見てみますと、目的とか、それから事業とかそういったところに、ブレイクして、いま教育長がお尋ねになった部分がこう出てくるのですね。だから例えば、情報のところで9ページの(5)のところに、14年度の施策の教育施設のパソコン等の区民開放と。それで、これの下から2行目のところに余裕教室の活用というふうに出ているし、それから9ページ目の下のところに土曜日の、土日のことも関連するのですけれど、土曜日の学校っていうのは今度開設すると。その上段のところで、学校開放事業というものをやっていくというので、ちょっと性格的にも変わってくるから一概にそういうのを出してしまうとややこしいから、目的とか事業別にそれを入れていったほうが誤解がないかなと、そういうことのように見えるのですけどね。

**教育長** はい。わかりました。そう言われればそうですね。随所に入っています。ありがとうございました。

**安本委員** 12ページなのですけれども、(4)「(仮称)区立学校適正規模・適正配置検討会の設置」というところなのですけれども、どうしてもこれは、学校希望制度とリンクして統廃合というふうに、そういうイメージでとらえられがちな言葉なのですね。それで、その下を読むと、単学級の増加といった学校の小規模化がもたらすと限定されるのですね。大規模で困っているところもあると思うので、それ両方、適正というのはバランスをとって適正にすることだから、小規模だけを何とかしようということだけではなくて、大規模な学校、要するに教室が足りなくなってしまう学校とかそういうことについても合わせて考えて書いたほうが、適正という言葉には合うような気がするのですけど。そうすると、一般の保護者とか一般の方々、区民の方には誤解を招くようなイコールみたいなところは誤解されなくてすむ。両方載せればすまないですむのではないかなと思うのですけど、いかがでしょうか。

**事務局次長** 確かに、言われてみればそういう面もでございます。いま問題になっているのはどちらかということですね、もっと昔はもっと大きな規模の学校が多かったわけですけどね、だからやはりいまは、具体的に問題になっているのは、小規模による指導手段、学習指導の集団としていいのかどうかということが問題になっていると。それを大きな目的として検討していこうということですね。いま例えば大きな学校が、教室が不足する問題というのは、これは指導集団どうするか、という問題とは別な問題です。それはまた、行政としては考えなければならないのですけれど

ども、ここはあくまでですね、適正規模ということは、やはり少人数でいいのかどうかということが課題になってくるのではないかと、というふうにとらえているのですが。大きすぎて集団としてですね、指導上問題があるっていうのは、あまり聞いてないような気がするのですけれども。指導室長、その辺は。

**安本委員** 誤解されるような気がするんですね、その適正という言葉の持つ意味が。ずっとすごく不思議に思っていて、いつもその小さいほうのことばかり、確かにそうなのですから、いろいろな問題があるのも充分わかります。でもやはり、いま現状でも教室が足りないとか、そういうことでもやはり問題だと思う。それはやはり適正な規模ではないからやはり足りないと思ってしまうので、やはり誤解というかイコールで統廃合というふうに思われてしまうというのは、それは教育委員会の考え方と違うと思うので、その誤解がないように両方並べて考えているのであれば、またこれは小規模だけを考えているのであれば、それは私の気持ちはちょっとあれなんですけれども、両方適正という言葉でやれば、小規模でも20人を小規模で少なくていやだって人はいても、20人はとてもちょうどいい数だと思う人もいるわけで、それをどう適正と取るか。だから大きい数も同じだと思うのですけれども。適正という言葉を使うのであれば、両方をやはりバランスを取って並べる必要がある。そうすると、両方考えるのであれば誤解も招かないと思えますけれども。

**指導室長** 確かに考え方としては、子どもに対する指導の内容の指導の部分と、それからそれに対しての施設の部分とやはりあるのかなと考えております。いまそれぞれ子どもたちが少なくなって、それぞれ大きな学校でも施設を別の教室に転用しながら使っているという部分があって、でもそれを全体的に大きな学校の中でも、そういう施設を改善することによって、学級という維持は教員を配置することによってできるのではないかと、というふうな考えを持ちます。

ただ、教育内容の部分について、やはりある一定の子どもたちの数によってそれ自体が、適切な教育活動になるのか、別の面で検討が必要なのではないかということで、このような形で納期されているのではないかと、というふうな考えをもちます。

**事務局次長** そういったふうに受け取られるとすれば、これは誤解でありますので、そこら辺は再度。今日、一応ご報告して、いろいろなことを伺っておりますので、いまのご意見再検討してみたいと思います。

**委員長** ほかにございますか。よろしいですか。では、ありがとうございました。

では2番目、平成13年度杉並区立学校法文化栄誉顕彰受賞者について、庶務課長。

**事務局次長** 今日庶務課長が公務出張しておりますので、庶務課の分を指導室長と私で手分けしてご説明しております。文化栄誉顕彰については、区立の幼稚園、小中学校、養護学校の児童生徒

は、文化活動に関連して、優秀な成績を修めた場合に、栄誉を顕彰していくというものです。今回基準も示してございますけれども、これらの基準に基づいて、2月8日に審査会を開きまして、別紙のとおり、個人で、11件12名、団体で、5団体135名という表彰者を決定しましたので、ご報告します。資料にございますとおり、13年度文化栄誉顕彰審査結果ということで、お示ししております。対象者、団体、功績の概要は記載のとおりです。その後、参加、出品した、会とか大会、それから、成績、対象、作品数などは記載のとおりです。いちばん右側が、主催、後援の部署を記載しております。1～11までが個人、12～16までが団体ということになっております。この表彰式は、3月1日の3時から区役所で行う予定です。以上です。

**委員長** ご質問ございますか。

**大蔵委員** それぞれのところに主催者が書いてあって、何をやったかはわかるのですが、7番と8番、郵政事業庁簡保作文というのは、簡易保険でしょうけれども、これはどういう作文だったのかというのは、これではわからないですね。簡易保険に関する作文ですか。そうではないでしょうね、きっと。ほかのものは、みんなそれぞれ、標語だとかエコクラブだとか書いてありますから。「地球にやさしい」とか書いてあって、わかるのですけれども、簡保作文は、簡保が募集したというのはわかるのですけれども、どういうことをやったかよくわからない。

**委員長** テーマが何であったかということですね。

**大蔵委員** はい。

**委員長** それとも、自由題であるのか。

**事務局次長** 全部ほかはテーマがありますよね。

**大蔵委員** はい、全部それぞれのテーマであったり。音楽コンクールだったら、上手であればとにかく音楽だから、それでわかりますけれども。何でも自由題で作文書かせたということではないのではないかと。

**教育長** これ、審査会で具体的にそういうのは話題になっていないのですか。なっているはずですよ。作品1つ1つ。それはそうですね、どういうテーマで書かれたのか。

**委員長** おわかりになる範囲でお願いします。

**事務局次長** おっしゃるとおり、簡易保険というようなことでは、子供さんにはなかなか難しい。どうもこれ見ますと、テーマを、例えば小学校の場合は、「私(僕)の自慢について」というようなテーマ、それから、「私の21世紀」というようなテーマ。

**教育長** 決められているの。

**事務局次長** はい。そういうテーマで、それは簡易保険に関係があるものということで、中学生などは、それがわかればそれでもいいわけですけれども。そういった、ある程度、誰でも書けるよ

うなテーマに設定しているような感じがします。「私の 21 世紀」というような。それから、簡易保険に関係があるものというのも、もちろんです。

**教育長** この子らは何を書いたというのはわかりませんか。中村薫さんと、西村美穂さん。タイトル。せめてタイトルだけでいいですから。

**事務局次長** 西村さんが「かもの親子と勇気」という題ですね。これは自慢ということなのでしょう。それから、中村さんのほうが、「けやきとさくら」。

**大蔵委員** どちらも高井戸小学校の 6 年生が 2 人入っているのです。知事賞と郵政局長賞と。面白いですね。

**教育長** いろいろな所から、いろいろなコンクールが、学校にはいっぱいくるわけ。それで、どれにチャレンジするかというのは学校が決めることですから、担任の先生が「これだ」というと、子供達にワッと一斉にそれをやらせますので。

**大蔵委員** だけど、それ、先生の指導がいいのでしょうか。

**教育長** 私、そう思います。この指導、6 年生で、同じ学校ですから。高井戸小には、校庭の真ん中に樹齢 100 年の桜があるのです。

**大蔵委員** 桜。ああ、そうですか。それとケヤキですね。

**教育長** ではないかなと思うのですが。私の推測ですが。素晴らしい桜。

**大蔵委員** そうですか。

**教育長** 老木でね、そろそろ寿命にきているのですよね。桜は大体 100 年が寿命のあれですから。「かもの親子と勇気」って、何となくこれもイメージがわくな。交通激しい道路をカモが渡っている場面あたりを想像してしまうけど。中味読んでいませんのでわかりませんが。

**大蔵委員** ついでに、「がんばれ子供」は、杉森中が、3 年 1 人、2 年 2 人、入っていますね。

**教育長** これも先生のご指導ですね。

**大蔵委員** ついでに、中瀬中はコーラスと吹奏楽。

**教育長** 中瀬中は、音楽の先生の指導力なんですよ。

**大蔵委員** やはり先生が頑張ると。

**教育長** そうです。先生が頑張ると子供も頑張ります。高井戸中もそうですよね。

**大蔵委員** そうですね。

**教育長** 東原中は、毎年賞をもらっています。

**大蔵委員** そうですか。放送番組みたいのですか。

**教育長** そうです。そういうご指導する先生がいらっしゃいます。

**大蔵委員** わかりました。

**教育長** 私は、新聞にときどき載るでしょう。新聞ごとで違いますけれどもね。後援している新聞社が載せますけれども。私は杉並の名前を探すのですよ。この前も、読売新聞だったか、読書感想文、あのときも一生懸命探してね、光塩女子学園の子供が1人入っていました。

**安本委員** 「金閣寺」を書いた。

**教育長** 杉並ではその子だけで。公立は、板橋とか北区とか足立区とかに取られてしまいましたけれども。そういうときに、ないとちょっと寂しいなと思ったりします。たまたま光塩の話をしたけど、私立は対象にしていないのですよね。

**事務局次長** はい、そうです。公立だけということ。

**大蔵委員** 私立も入れてもいいのではないですかね。

**教育長** 何か理由がありましてね。

**事務局次長** はい。調査を、ちょっとその話も出ていましてね、一部したのですけれども、正直いってものすごい数が。私立の場合は、そういう特徴を持って指導していますので、ちょっと桁違いの数になる。それも今後考えたいと思います。

**大蔵委員** できるだけたくさんやっておけば。私もそう思います。

**教育長** 小中学校に限定すればどうなのだろうね。

**大蔵委員** 励ますのはいいのではないですか、多くなっても。それに、そんなにたくさん。図書券と文具セットでしょう。大した金額でもないし。

**教育長** 大したことないです。

**大蔵委員** 区の負担としては大したことありませんから。

**教育長** なぜかスポーツ栄誉賞は確か私立も入れているのではなかったかな。この文化栄誉顕彰に限っては、区立なのですね。

**大蔵委員** スポーツのほうは大人まで。

**教育長** そうですね。だから、これは「小中学生（私立も含む）」でどうでしょうか。今回はともかくとして。

**大蔵委員** できるだけ広げてあげるほうがいいと思います。

**教育長** どんなものでしょう。お考えください。

**事務局次長** 審査会でもそういった話が出ていまして、課題ということになっております。検討したいと思います。

**委員長** これはあまり異議ないのではないのでしょうかね。数の問題、予算とかの問題、絡みますしね。みみっちい話のようだけど。

**教育長** 大したお金ではないし、このぐらいはね。

**委員長** でも、收拾するのは大変でしょう。いろいろ。

**大蔵委員** 審査は大変だと思います。

**教育長** 審査は大変ですね。

**委員長** 收拾するのも大変ですよ。最後の報告義務とか、いろいろ手続がうまくいってない。

**教育長** 小中学校ならば、私学は10校ぐらいではないですか。

**大蔵委員** そんなに多くないですよ、杉並区は。

**教育長** と思いますが、ご検討を。

**大蔵委員** 是非ご検討いただきたい。

**委員長** どうもありがとうございました。では、3番目の、杉並区立菅平学園廃止後の運営管理等の扱いについて、学務課長、よろしくお願いします。

**学務課長** それでは、私から、菅平学園廃止後の運営管理等の取り扱いにつきまして、口頭で恐縮ですが、ご報告させていただきます。

学園の廃止につきましては、当委員会におきまして決定いただき、来週開催されます区議会第1回定例会におきまして、学園の廃止にかかわる関連案件をご審議いただく予定になっております。現在までの予定ですと、3月中旬に関連議案の議決をいただければ、3月末に公の施設としての位置づけを廃止し、早稲田大学との売買契約の締結という段取りで、向こう1年間、平成14年度末までは、引き続き現在と同様、区立中学の移動教室、あるいはそれ以外の目的外での区民利用という形でご利用いただいておりますが、そういった実態を変えずに運営してまいりたいと考えております。

そして、公の施設としては廃止ということになりますので、現在教育財産から普通財産という位置づけになりますけれども、それにつきましては教育委員会が区長からの委任を受けて、3月、公の施設の廃止以降、向こう1年間管理するという形を取る予定です。また、これに伴いまして、関連する規定等を教育委員会として定める必要がございますので、いまのところ3月下旬の教育委員会で、関連規定等、必要な議案をお諮りして、決定していただき、1年間、14年度末の管理をしてまいる予定ですので、予めお知らせを含めて報告させていただきます。以上です。

**安本委員** 菅平には、早稲田の施設はもうすでにありますか。

**学務課長** 以前から大学のセミナーハウスが設けられております。

**安本委員** いらした方がそこにかかわっていて、「もう早稲田に行ってしまったの」とお聞きになったので。私は見たわけではないので。ほかにもし、もともと早稲田のものがあればと思ったのです。わかりました。ありがとうございました。

**大蔵委員** いま、今年の最後のグループが行くところですね。菅平は、いくつかの学校がいまから



行くのですよね。

**学務課長** 1月から3月10日、そのぐらいだと思いますが、いま中学2年生の移動教室、スキー教室をやっております。

**教育長** いま行っている真っ最中だね。2校実施でしょう。

**学務課長** 2校実施の合同利用の学校もございます。学校規模によって異なりますが。

**学務課長** 最後、もう1年です。

**大蔵委員** もう1年。来年まで。そうですか。

**委員長** よろしいですか。また3月に利用規定等を我々は審議することになると思います。では、次に進ませていただきます。4番目。主任制度に関する検討委員会最終報告について。指導室長。

**指導室長** この1年間にわたりまして、東京都教育委員会は、主任制度に関する検討委員会を設置しまして、様々な観点から学校運営組織について検討してまいりました。このたび最終報告ということで、東京都の教育委員会教育庁報にも掲載されましたので、全都民に周知することになりました。一応教育委員の皆様方に概要をご説明申し上げます。要するに学校運営組織の中では、今後21世紀を担う児童生徒の健全育成のために、教育や学校の変革の期待が高まっている。それに対して、いろんな課題に対して柔軟に対応していかなければいけない。新しい学校運営組織の創造が求められていくという1点がございます。それに伴って、学校運営組織を見ますと、様々な課題に対しては、学校、また校長、教頭が努力してきました。また、当然多くの教職員も努力しました。

しかし、急激な社会変化とか、いろいろなことに、必ずしも迅速に的確に対応してきたと言いき難いと分析がなされております。現行では主任という制度がありまして、指導・調整等の形をやっているわけですが、現行の主任制度にはやはり限界があるという状況になったわけです。監督権を持たないとか、主任が職として設置されてないと。また、主任としての能力の育成が難しい。また、主任の職責にあった教育職員給料表の級が置かれてないということです。そこで、現在の学校運営組織に、経営層である校長、教頭と実践層である教諭等の調整役ということで、自らの経験を活かした教諭をリードしていく指導・監督層を設置する職が必要になるということです。

次の頁を開けていただきますと、どのようなことを求められるのかということは、4点ほど、そこに書いてあるとおりです。東京都教育委員会では、いろいろな学校教育法や地方教育行政法の地教法に、組織編成の制限等、編成権に基づいてここが大変重要なポイントです。学校運営組織に監督権を持った職を新たに設置して、教諭をもって当てるということに踏み切るわけです。これを主任という名前と混同されますので、主幹という名称を、これを新たな職というふうに名

付けております。いちばん裏のほうを見ていただけますか。その学校の運営組織の例ということで、大体こういうふうな組織に学校はなるのだということです。学校の組織の中では、校長、教頭という管理職がいて、そこに、主幹1、主幹2、主幹3と書いてありますけれども、そこに位置づけて、この職をはるということです。当然教務主任が担当するのは、校務、または、担当する生活指導、進路指導等において、主幹をはるような状況になろうかというふうに思います。

現在では、いろいろな予算やいろいろな絡みがあるかと思いますが、一応小学校には2名、中学校には3名原則として主幹をはっていくという構想です。それで、実施ですけれども、東京都教育委員会は、都立学校については15年の4月からこの制度を実施するという方向を固めたようです。小中学校においても、同時期に実施できるようにという期待を持っております。当然これは選考になりますので、選考面が主幹級職選考ということで、受験資格等、選考の内容等がございます。現在予定されているところでは、来年度の取組みの中では、2,400名程度を面接その他の選考でお取りになるというようなことは、情報として入っております。一応学校が平成15年度から新たな職という位置づけで主幹が入るということについてご説明申し上げました。私からは以上です。

**委員長** ご質問等ございましたらどうぞ。

**大蔵委員** 2つよろしいですか。1つは、これ、受験資格となっているのは、応募する人を選考するのですか。

**指導室長** そのとおりです。

**大蔵委員** 一般的にこの人に主幹をしてもらおうということではなくて、本人がまず名乗り出なければならないということですか。

**指導室長** その辺は、学校では、経験年数とか、いろいろあると思いますので。

**大蔵委員** それはここに書いてありますね。

**指導室長** それで本人のご意向と、やはり校長が「どうだろう」ということでの総意の中で、受験も決まるのではないかと思います。

**大蔵委員** 受験資格と書いてありますけれども、別にペーパーテストとか、そういう試験があるわけではないのですね。

**指導室長** 4番目に「選考方法」と書いてありますけれども、書類選考と、業績評価及び面接、この3点で選考がなされます。

**大蔵委員** では、応募すると言えば、その選考対象に載るということですね。

**指導室長** おっしゃるとおりです。

**大蔵委員** もう1つは、小学校2人、中学校3人で、中学校の例がいちばん後ろに書いてあります

けれども、小学校2人の場合には、この主幹3に相当するのがなくなるということですか。進路指導とか、多少はありますけれども。

**指導室長** 中学校には進路指導主任というのが設置で置かれておりますので、一応そのような形になるかと思えます。小学校のほうは設置ではございませんので、一応教務と生活指導ということでの2名です。

**大蔵委員** 主幹1、主幹2という。

**指導室長** はい、そのとおりだと思います。

**宮坂委員** これ、学校の規模にかかわらず、中学校3名、小学校2名というのは決めてあるわけですか。

**指導室長** 一応学校の規模ということについては、いまのところ要綱の中で、今回ご説明受けた中では入っておりません。

**委員長** 先ほどご説明があった2ページ目のところの上から6行目に、学校教育法及び地方教育行政の組織云々、法律に定める云々と書いてありますね。これは、法律を改正したのですか。

**指導室長** 改正はしてございません。

**委員長** そうですか。

**大蔵委員** 将来教頭というのは、この主幹経験者から選ばれるということになるのですか。

**指導室長** はい、それが1つのルートであると聞いております。

**委員長** 任命権者は、都ですね。

**指導室長** 東京都教育委員会です。

**委員長** それから、私は受けるわけではないからあれなのですが、一応話を聞いておきたいのですけれども、4ページ目の上に、いろいろ基本的な考え方というのがあって、括弧枠の上のほうの枠ね、7つほど何とか事項というのが書いてありますよね。下のフローのところだと、主幹1、主幹2、内容が分けてあるのですね、業務内容が。だから、いわゆる一般的にというか、英語で言えばジェネラリスト。全般も試験受けて、それに的確か否かというのを調べるのですか。それで、振り分けは何担当って分けられるのか。スペシャリスト的に。

**指導室長** その辺のところはまだ選考の内容で一括して主幹ということで選考して、それが学校のほうに人材が配置されたときに、学校長が考えるという方策になるのかなと思います。最初から主幹1で受ける、主幹2で受けるということではないというふうには思っておりますけれども。

**教育長** 現実には、教務主任とか生活主任がいるわけですよ。それが現実的にかなりいろんな仕事を背負って、学校経営に実際に携わっているわけですね。現実には、そうやって学校は動いているわけですね。それに見合う給料表を当てたいと、それに伴う職務を当てたいというのが、東

京都の考え方だというふうに伺っております。

**宮坂委員** これ、パッと見ると、何か副教頭というような感じがするので、実際そうなのでしょうけれど、これ、必要だから決めたのでしょうかけれど、これはもうすでにこういったことをやるということも決定なのですね。

**指導室長** はい、東京都教育委員会は、先ほど申しましたように、教育庁報でも、全都民に周知してお知らせを出しましたので、教育委員会決定事項になって、あと、それぞれの給与関係等の法律がございますので、その整備に当たるのではないかと考えております。

**教育長** 手続的には3月上旬の東京都教育委員会において、最終的にこの制度の決定を行う。その決定を行った後、小中学校ですから、当然各区の規定の整備をお願いしたい。7月に東京都人事委員会からの勧告を踏まえて、主幹職としての給料表が決まる。そして、平成15年4月1日から、主幹職を発令したい。その間に選考などを各区で行う。各区で受験希望者を募った上で、東京都で選考するというこのようです。

**安本委員** いまの教務主任とか、生活指導の主任の先生というのは、校長先生がお決めになるのですか。

**指導室長** 組織ですから、校長が決めると思います。

**安本委員** 身分的にちょっとあやふやなものを主幹というふうにして、ちゃんとしてということ、理解すればよろしいですか。要するに兼務すると書いてありますよね、教務主任とか。同じものというふうに考えていいわけですか。

**指導室長** 現在の主任とは立場が違いますので、主幹、これは兼ねるとなっていますけれども、当然主幹という新しい職に置かれる。それで、給与体系も違いますので。指導・監督という部分も入りますので、いままでの主任とは意味合いが違うと思います。

**教育長** 立て前はそうだけど、実質的には私はそんなには変わらないと。

**安本委員** ステップアップという。

**教育長** ステップアップですね。制度としてきちっと位置づけましょうと。そうになると、どうしても「指導・監督」というような言葉も自ら入ってくるということだろうと思います。現実には、まさにそれに近いことをなさっているはずですよ。

**宮坂委員** そうすると、あなたは主幹1がいいとか主幹2がいいというのは、最終的にはやはり校長先生が決めるということですかね。希望で受験する受験なのですか。本人の意思というよりも、校長先生あるいは教頭先生が決めて。

**指導室長** 一応選考名称が「主幹級職務選考」となっておりますので、1、2とはなってございませぬので、まだその辺の内容は詰まるのかなと考えております。

**委員長** よろしいですか。これからのことで、ちょっとわかりにくい点ありますが、いわゆる学校の組織体制等を整備していくということですね。ありがとうございました。では、5番目に、杉並区教育委員会後援名義等、使用承認について。社会教育スポーツ課長、お願いします。

**社会教育スポーツ課長** それでは、平成10年1月分の教育委員会共催・後援名義使用承認一覧につきましてご報告申し上げます。1月分は、いちばん最後のページにありますように、定例のものが22件、新規のものが4件、計26件です。内訳は、共催が10件、後援が16件ということです。新規につきましては、1後援で、小学校のPTA連合協議会からで、第1回の区長杯争奪、PTAのバレーボール大会です。これはすでに終わっておりますが、PTAの創立50周年の記念事業として、今年度からPTA会員同士の交流と親睦を目的として、現在行われている関連行事を取り込んで、区レベルの第1回目の大会として開催したということです。

それから、次が2。後援、団体名が西荻まちメディア企画実行委員会で、西荻まちメディア2002ということで、会場は西荻地域区民センターほかで、4月から5月にかけて行われるものです。内容は、桃三小学校をはじめとして、西荻駅の界隈、それから、西荻北、善福寺、桃井地域の公共施設とか、創造活動拠点を中心に、個人、グループ、商店、企業などが、子供から大人まで、国内外を問わず、区民と一体の文化活動を推進するということです。文化を通し、地域の子供達、PTAとともに心豊かな西荻をつくるというふうなことが目的です。

その次は5。後援、駒澤大学管弦楽団の第20回の春期演奏会、杉並公会堂で行われるものです。5月25日を予定しております。それから7。これも後援でございます、「インターナショナル・オルガンフェスティバル・イン・ジャパン2002東京公演」ということで、IOFJ組織委員会で、7月に行われるものです。これは、場所は立正佼正会の大聖堂。中高校にオルガン音楽とのふれあいの機会をつくって、オルガン音楽に対して、また、オルガンと能楽との融合を試みて、2002年度から義務教育となる日本の伝統音楽に対する興味と関心呼び起こすというふうなことを目的として、オルガンの演奏会を開催するものです。以上です。

**委員長** 何かご質問等ございましたらどうぞ。

**大蔵委員** 3番目の杉並区小中学校PTA連合会、これは12月1日からやって、2月20日までですけれども、1月8日に承認したということは、もう始まっていたわけですね、大分。1カ月以上。こういうのもあるのですか。途中というのも。

**社会教育スポーツ課長** 毎年これは、公演、定例でやっているものですが、これは確か来週。

**教育長** そういうことではなくて、1月8日に承認していて、12月20日は変ではないですかということ。

**社会教育スポーツ課長** その辺はちょっと。

**安本委員** 集めている期間がこれなのです。広報紙を出してくださいと言った期間が、12月1日からなのです。それで、2月18日にたぶんあると思うので、その前までだと思いますけど、その間広報紙の提出を受け付けますということ。その期間のことを書いてあるんだと思います。そうですよね、確か。

**社会教育スポーツ課長** そうです。

**大蔵委員** それは開催期間ではないですね。

**安本委員** だから、提出はOKということ。

**社会教育スポーツ課長** コンクールの開催期間というか、応募期間を入れているということですね。

**大蔵委員** ほかのも、そんなこといったら、応募はいろいろやるでしょうから。だからこれ、ちょっと書き方がおかしいと思いました。

**社会教育スポーツ課長** はい。ではこれ、ちょっと気をつけます。

**大蔵委員** ずっと先の7月ぐらいまでやってしまうのですね。いくら先でもいいのですか。

**社会教育スポーツ課長** ええ、当然会場を取る関係もありまして、例えば杉並公会堂ですとか、中野ゼロ小ホールを使用するとかセッションとか、立正佼正会の大聖堂ということになりますと、半年以上前からでないといけないという、そういう関係だと思えます。

**大蔵委員** 後援をもらっていると、その会場が取りやすいとか、そういうこともあるのですね。

**社会教育スポーツ課長** そういうふうなこともあると思えます。

**大蔵委員** それから、いままでもずっとそうになっていて、いまごろになって私が言うのは非常に申し訳ありませんが、この管轄が社会教育スポーツ課の管轄になっているのに、社会教育センターの管轄になっているのは、どういう違いですか。

**社会教育スポーツ課長** その所管事項によって、当然庶務とか学務でも後援等を承認している場合もあります。数は少ないのですけれども。ですから、各教育委員会内部の課の所管事項によって対応しているということです。

**大蔵委員** 例えば、社会教育センターになっているのは1件だけで、ハート・トゥー・アートですか。ハート・トゥー・アートというのは、何か美術のようだけれども、これは何なのですか。

**社会教育センター所長** これは若手アーティストの県人会。

**大蔵委員** それは社会教育スポーツ課が担当することはないのですか。

**社会教育センター所長** これはこの事業の経緯がありまして、最初に社会教育センターで共催事業で取り組みまして、その経過の中で、現在後援事業というふうなことで、引き続いてやっておりますというふうな形を取っております。

**大蔵委員** どっちでもいいですけど、なぜ分かれているのか、私はよくわかりませんね。

**教育長** 関連質問ですけれども、たまたま社会教育会館と繋がっているから、社会教育センターで担当しましたと。このハート・トゥー・アートのような事業を、若手彫刻家が突然区役所に来て、「こんな展覧会やりたいのですけれど」ということになると、どこが担当するのですか。

**社会教育スポーツ課長** うちで対応することになるかと。

**大蔵委員** そうでしょうね。

**教育長** そういうこと自体が、何となく。そうすると、一般の区民の方がどこの窓口へ行けばいいのだらうということになりませんか。

**社会教育スポーツ課長** いま社会教育センターのほうで、従来から共済事業でやっていて、その後援になったというふうな催し物につきましては、従来からその辺の経過を知っていますので、それはそれで社教センターと対応しますけれども、新しいものはすべて私のほうに相談があって対応しておりますので、そういうことは心配ないと思っております。

**大蔵委員** だから、全部社会教育スポーツ課に統合してもいいのではないかと思いますけれども。わざわざこんなふうに分けることもないのではないですかね。

**教育長** 基本的には、申込みされる方に不自由がなければいいのですけれどね。あっちだ、こっちだってされるのも、不愉快な話ですから。おそらくそのこともご心配なさっておっしゃっていると思いますけどね。

**大蔵委員** いや、そう大したことはありません。とにかく「えっ」と思ったものですから、そういうことをお加えしました。

**委員長** では、ご承認よろしいですね。ありがとうございました。

では、6番目、第21期（平成14・15年度）杉並区体育指導員の内定について。

**社会教育スポーツ課長** それでは最後ですが、第21期（平成14・15年度）の杉並区体育指導委員の内定につきましてご報告申し上げます。この体育指導委員というのは、その記載のような目的で設置されておまして、公共ホールとしましては、スポーツ振興法に基づいて設置することができるというふうな規定になっております。当区では、体育指導員規則に基づきまして設置をし、従来から委嘱をしているものでして、今期は第21期ということで、今年度13年度が、体育指導員制度発足以来、40周年を迎えまして、12月に記念式典を行ったところです。前期から、全部一般公募に応募方法を切り替えまして、今回が第2回目ということです。従来は、各団体等の推薦を得て、ほぼ半数が推薦で、あとの残りが一般公募というふうなことでやっておりましたが、その辺の仕方を変えたということで、今期は、12月に募集をしまして、28名の方の応募がございました。そのうち、書類選考、面接等で選考の結果、資料のように23名、男性15名、女性8名の、計23名の方を、委嘱の内定をしているところです。任期は、平成14年4月1日から16年の

3月31日までということになっております。2ページ目の、名前、住所は何丁目までですが、そういう方々が今期お願いする予定です。以上です。

**委員長** では、ご質問等お願いします。

**大蔵委員** 何丁目ではなくて、番地まで書いてあります。

**社会教育スポーツ課長** はい、出ております。すみません。失礼しました。

**大蔵委員** それで、これ、50名以内というのは、23名からしか内定がとれなかったわけですが、50人いなくても大丈夫なのですか。追加で募集するのですか。

**社会教育スポーツ課長** 前期12・13年度の委員さんも、25名でスタートしまして、現在、途中でちょっと、家庭の状況で2名の方が退任なさいまして、現在23名でやっております、前期から、地域スポーツのサポーターというふうな位置づけに変更して、スポーツによる地域づくりということテーマをやっております、特に従来から大幅に内容を変えまして、いまやっている方々も、従来よりは充実した活動ができているということで、特に支障はございません。

**大蔵委員** では、23人でいいのですね。

**社会教育スポーツ課長** 決していいということではございません。当然50名以内ということですので、今期23名で、4月は当面スタートしますが、14年度中に、できれば秋ぐらいを目途に、再度募集をして、できれば30名を超えるような人数にしていきたいと考えております。

**教育長** 50名が目標ではないのですか。

**社会教育スポーツ課長** はい、50名ですが、当然50名を目標としております。ただ、いろいろなことがありまして、ちょうど活動していただける30歳代40歳代の方というのが、いまの経済状況を反映して、厳しい状況があるということで、今期も資料のように、60歳以上の方で、新規で応募なさっている方もいらっしゃいますけれども、その辺の社会状況を反映して、なかなか応募者が少なかったんではなかったかと。

**教育長** 前回の反省をどう生かしたのですか。50名を目標にして、25名しか集まらなかったでしょう。それで、いま大蔵委員がご質問したように、追加募集もしたのでしょうか。違いますか。

**社会教育スポーツ課長** いや、追加募集はしておりません。前期は制度が変わったということで、途中から入られますと、なかなかそこについていくというか、その辺が難しいということで、前期は追加募集しませんでしたけれども、今期につきましては予定をしているということです。

**教育長** 一般的に50名の定員で、25名とか23名、しかも、目標が、いま、ちらりと本音が出たようですが、30名目標にというのはおかしいのではないですか。50名集める努力を、どうなさり、どうするつもりですか。このまま、ただならぬ25名ぐらいいくのなら、定員変えたらどうなのですか。それから、活動内容も変えたらどうなのですか。何となく、これを理解できない。



**社会教育スポーツ課長** 先ほど言いましたように、いまの委員さんから、活動内容を変えて、かなり精力的に活動してもらっていますので、人数が減ったからといって、活動が低下したということは、それほどなかったと思っております。ただ、これでいいとは当然思っておりませんので、50名に近づける努力も、年度途中で考えていきたいと思っています。

**教育長** 経済不況だから集まらないのですかね。そういうものではないような気がするのですが。だって、50万区民、皆スポーツを目標に、杉並区のスポーツ活動をやっているのではないですか。25名なんていうのは、杉並区の人口対比からすれば、体育指導員1名あたり何人を対象に、具体的にどんな活動を、どんな地域分担でやろうとしているのか、どうも細かい詰めが、2年前も同様で、今回もできてないような気がするのだけれど、そんなことはないですか。十分詰めましたか。

**社会教育スポーツ課長** 当然その辺も考慮して詰めて、活動内容も、当然そのような内容にして、地域に入っても活動していますし、いろいろな面で地域のいろいろなイベントの応援等も、体制の許す限りという部分ありますが、それなりに対応しておりまして、決して低下はしてないと思っています。

**教育長** その自信のある言葉を、一応信頼しましょう。

**宮坂委員** ちょっと別件のことでお伺いますけれど、これは応募するときの年齢の制限とか、あるいは、体育指導ですから、特定のスポーツに何か秀でているとか、そういった条件というのは何かあるのですか。

**社会教育スポーツ課長** 年齢制限は特に設けておりませんが、チラシの中で、概ね65歳というふうなことを、内規というか、これ、チラシでございますが、そこで謳っております。それから、特に実技に秀でているということではなくて、こんな人を募集していますということで、今期の募集の内容といたしましては、地域スポーツの世話役として活躍したいという方、それから、他の指導者と協力して役割を遂行できる方とか、熱意、誠意、創意のある方とか、それから、スポーツの素晴らしい感動を区民とともに享受したい方というふうなことで、やっております。

**宮坂委員** そういう表現でいいわけですね。

**社会教育スポーツ課長** はい。具体的には、地域活動の企画運営ですとか、日頃の地域活動、それから、区や地域の行事への協力ですとか、そういうふうな内容を。それから、あと、イベントの企画運営ですね。これは、具体的には区民歩こう会ですとか、区民綱引き大会ですとか、そういうようなイベントの企画運営とか、大きく分けて4つを基本的な目標に掲げて、活動しております。

**宮坂委員** 上は65歳で、下は特にないのですか。

**社会教育スポーツ課長** 下は20歳以上ということです。

**教育長** この教育改革アクションプランの土曜日学校とか部活動の指導に、学校の先生がこの名簿を見てお願いしてもよろしいですか。

**社会教育スポーツ課長** ええ、対応できる方がいれば、それは当然結構です。

**委員長** それこそ、いま教育長が言われるように、今後大事な役割だと思うのですね。だから、1つは、感じているのは、「体育指導員」という言葉が、課の名前はスポーツという名前を使っていて、目的にもスポーツという片仮名があるんだけど、体育という旧態然とした名前を使うわけですよね。体協が頑張っているんですけど。だから、スポーツ指導委員とか、やわらかく実態に合うようにするというのが、やはりコミュニティスポーツというか、パブリックの公共スポーツの目的だと思うのです。

それから、あと、この書類選考とか募集方法、というか、この辺で若干小論文を課すとか何かいうと、また受験を思い出してしまって、いやだという人が結構出てくるのですよ。ハードルがバリアつくっていますから、その辺やはり、あまり人気ないというのは、何か障害があるのですね。大学入試だとか、いろんなのと同じで。それをどうやってとっばらうというか、相手の立場を理解して増やしていくのかというファンをつくらないと、これ、やはり杉並のスポーツというのは大事だし、土曜どういふふうにいこうというときに、総合的なものだと思うのですね。勉強だけではなくて。だから、将来性ということも考えて、これは今後検討していく必要がありますね。

**社会教育スポーツ課長** この名称につきましては、法律によって、体育指導委員という名称になっておりますので、これはやむを得ない部分あるのですが、ただ、愛称というか、そういうようなのを何かつけたいというのは、これ、指導員の内部からも出ておりますので、これは何とかそのような方向にしたいと思っています。それから、選考方法についてですが、従来も一般公募の方につきましては、小論文はやっておりました。ただ、それ以外の各種団体のほうからの推薦につきましては、特にそういうふうな部分はやっておりませんでした。従来は50名近い定員がいたわけですが、団体推薦の方は、熱心の方もいらっしゃいますけれど、そうでない方、当然団体推薦で何となく出てきたというような方につきましては、やはりなかなかなじめないというか、活動しにくい。あまり意欲がないという方がおまして、それで、前回からこういう形にしたわけですが、なかなか小論文を課すのは、受験みたいな形でというふうなことも、当然ないとは言えませんが、ただ、考え方につきましては、何らかの、字数の問題ございますが、考え方については書いていただくほうが、より熱意のある方が集まりやすいという部分があるかどうか。ただ、その辺については、次期からその辺も含めて、もうちょっと違う方法があるかどうか、考えていき

いと思っております。

**教育長** 是非秋の追加募集のときに、今日のご意見を活かしてください。

**委員長** そうですね。目的とか役割というのをもう一度見直して、それで募集されたほうが。どうもありがとうございました。では、7番目、社会教育会館の臨時休館についてということで、お願いします。

**社会教育センター所長** 社会教育会館の臨時休館ですが、高円寺社会教育会館、これは3月31日の廃止でございます。これに伴いまして、施設内の整理をする必要があるというふうなことで、3月26日と3月27日の2日間、休館といたします。これの周知方法につきましては、2月21日号の広報、それから2月13日付の教育委員会の告示を予定しております。以上です。

**委員長** よろしゅうございますか。ありがとうございました。では、以上で報告7件を了承したということにいたします。

次に区長からの案件、議案審査に移らせていただきます。非公開といたしますので、恐縮ですが、傍聴の方、退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)

それでは、議案第18号杉並区職員定数条例の一部を改正する条例の審査をお願いいたします。

**事務局次長** それでは私からご説明いたします。議案第18号、杉並区職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この議案は、今月19日から開催されます第1回区議会定例会におきまして、条例として提出するものについて、区長から教育委員会に意見の聴取を求められたものです。この条例は、職員定数を定めているわけですがけれども、定めた職員定数と、現状の職員総数との差が大きくなったために、その定数を少なく定め直すというものです。具体的には、資料の新旧対照表を見ていただくとわかりやすいと思いますが、その中で、教育委員会に関しては、3の第2条3号に記載のとおりですがけれども、現在、総数931名という定数になっているものを、866名という定数に変えるものです。これにつきましては、この13年の4月現在でも、すでに27名、定めた定数よりも少なくなっております。それから、今度14年度に入りますと、給食調理の委託とか、校外施設の減などによって、また38名の職員減が見込まれているということから、トータル65名の減を見込んで、866名の定数ということで条例改正をするというものです。私からは以上です。

**委員長** ありがとうございました。では、ご質問、ご意見、お願いいたします。

**教育長** これは区長部局なのでわざわざ答えなくても結構ですが、区長部局の事務職員(福祉事務所の職員を含む)で、3,760人が、3,601人。区長部局の事務職員のみで、なぜこの括弧書きがいるのですかね、(福祉事務所の職員を含む)と。これは、もしご存じだったら教えてもらいたい。

今回の清掃の関係でそれを書いてあるならわかるのだけれども、何で福祉事務所の職員を含むのか。すみません、ちょっと素朴な疑問だったものですから。それだけなのです。深い意味はございません。もしおわかりだったら教えてください。

**事務局次長** 福祉事務所だけをなぜ書いてあるかということについては、承知しておりません。

**教育長** 結構です。昔だったらともかく、福祉事務所にも都がいたわけですから。でも、移管後は区の福祉事務所なのだから、何でわざわざ福祉事務所だけが特記してあるのかなと。それだけが、いささかわかりかねたものですから。もう機関委任事務もなくなったしね。いいです。今度で結構です。それだけです。あとは随分定数減らして。

**委員長** すごく減りますね。びっくりしました。

**教育長** そういう意味で、私は区長が言われている 1,000 人削減は、一時期は「こんなことできるの」なんていう話ですけど、こうやって見ると、進んでいるなという感じがします。教育委員会も大分一翼を担っておりますけど。

**委員長** よろしゅうございますか。

では、これをもちまして平成 14 年第 3 回教育委員会定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。